

官報

號外 昭和二十一年七月十日

○第九十回 貴族院議事速記録第九號

昭和二十一年七月九日(火曜日)午前十一時開議

議事日程 第九號

昭和二十一年七月九日

午前十一時開議

第一 昭和二十年法律第三十四號

(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

(政府提出、衆議院通過) 第一讀會

第二 臨時選舉法の一部を改正する法律案(衆議院通過、衆議院送付)

第三 第一讀會ノ續(衆議院報告)

第三 軍人及び軍屬以外の方に交付された現金國庫債券を無効とするに關する法律案(政府提出、衆議院送付)

第三 讀會ノ續(委員長報告)

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

○議事(公費德川家正君) 報告ヲ致サ

した因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年七月五日

衆議院議長 議員 詮三

貴族院議長 公費德川家正君

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律) 中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案

【國務大臣大村清一君登壇】

○國務大臣(大村清一君) 只今上程セラレマシタ昭和二十年法律第三十四號中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案ニ付キマシテ、其ノ提案ノ趣旨ヲ説明致シマス、茲ニ所謂外地處遇ノ一環ト致シマシテ、樺太、臺灣及ビ朝鮮ニ衆議院議員選舉法ヲ施行シ、是等ノ地方カラモ衆議院ニ代表者ヲ送ラシメルコトヲ目的ト致シマシテ、之ニ關スル所要ノ規定ノ制定ヲ見タノデアリマスガ、是ハマダ施行致サレマセヌデ終戰トナリ今日ニ至ツテ居ルノデアリマス、固ヨリ講和條約等ノ締結ガゴザイマセヌデ、我ガ國ノ領土ノ歸屬ハ終局的ニ決定シタ譯デハゴザイマセヌガ、各般ノ情勢ヲ勘案致シマスルニ、此ノ改正法律ノ施行ハ所詮實現不可能ト云フノ外ナイノデアリマス、然ルニ此ノ衆議院議員選舉法ノ改正ト並行致シマシテ全ク同ジ趣旨ノ下ニ貴族院令モ亦改正セラレマシテ、多額納稅者議員選舉法ヲ樺太ニ施行シ、又朝鮮及ビ臺灣カラモ國家ヲ貴族院議員トシテ勅選スルコトセラレマシテ、此ノ後者ノ點ニ付キマシテハ既ニ施行ヲ見タノデアリマスガ、此ノ度此ノ改正規定ノ廢止勅令ガ貴族院ニ於テ審議決定セラレ、コトニ相成リマシタニ付キマシテハ、昭和二十年法律第三十四號中マダ施行シテ居ナイ部分、即チ樺太朝鮮及ビ臺灣ニ衆議院議員選舉法ヲ施行セムトスル部分ハ之ヲ廢止スルコトト致シマシテ、此ノ法律案ヲ提出シタ次第デゴザイマス、何卒慎重審議アラムコトヲ希冀致シマス

○子爵戸澤正己君 只今議程トナリマシタ昭和二十年法律第三十四號中まだ

施行シテ居ナイ部分、即チ樺太朝鮮及

ビ臺灣ニ衆議院議員選舉法ヲ施行セム

トスル部分ハ之ヲ廢止スルコトト致シ

マシテ、此ノ法律案ヲ提出シタ次第デ

ゴザイマス、何卒慎重審議アラムコト

ヲ希冀致シマス

○子爵戸澤正己君 只今議程トナリマ

シタ昭和二十年法律第三十四號中まだ

施行シテ居ナイ部分、即チ樺太朝鮮及

ビ臺灣ニ衆議院議員選舉法ヲ施行セム

トスル部分ハ之ヲ廢止スルコトト致シ

マシテ、此ノ法律案ヲ提出シタ次第デ

ゴザイマス、何卒慎重審議アラムコト

ヲ希冀致シマス

○子爵戸澤正己君 只今議程トナリマ

シタ昭和二十年法律第三十四號中まだ

施行シテ居ナイ部分、即チ樺太朝鮮及

ビ臺灣ニ衆議院議員選舉法ヲ施行セム

トスル部分ハ之ヲ廢止スルコトト致シ

マシテ、此ノ法律案ヲ提出シタ次第デ

ゴザイマス、何卒慎重審議アラムコト

ヲ希冀致シマス

○子爵戸澤正己君 只今議程トナリマ

シタ昭和二十年法律第三十四號中まだ

施行シテ居ナイ部分、即チ樺太朝鮮及

ビ臺灣ニ衆議院議員選舉法ヲ施行セム

トスル部分ハ之ヲ廢止スルコトト致シ

マシテ、此ノ法律案ヲ提出シタ次第デ

ゴザイマス、何卒慎重審議アラムコト

ヲ希冀致シマス

○子爵戸澤正己君 只今議程トナリマ

シタ昭和二十年法律第三十四號中まだ

施行シテ居ナイ部分、即チ樺太朝鮮及

ビ臺灣ニ衆議院議員選舉法ヲ施行セム

トスル部分ハ之ヲ廢止スルコトト致シ

マシテ、此ノ法律案ヲ提出シタ次第デ

ゴザイマス、何卒慎重審議アラムコト

ヲ希冀致シマス

○子爵戸澤正己君 只今議程トナリマ

シタ昭和二十年法律第三十四號中まだ

施行してゐない部分の廢止に關する法律案ノ特別委員ノ數ヲ十五名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出シマス

○子爵秋田重孝君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

〔官報書記官朗讀〕

- 昭和二十年法律第三十四號(衆議院議員選舉法の一部を改正する法律)中まだ施行してゐない部分の廢止に關する法律案特別委員
- 侯爵大久保利謙君
 - 伯爵奥平昌恭君
 - 子爵永井直邦君
 - 男爵今園國貞君
 - 男爵徳川誠君
 - 大木操君
 - 松岡潤吉君
 - 坂田幹太君
 - 侯爵大久保利謙君
 - 伯爵奥平昌恭君
 - 子爵永井直邦君
 - 男爵今園國貞君
 - 男爵徳川誠君
 - 大木操君
 - 松岡潤吉君
 - 坂田幹太君

臨時通貨法の一部を改正する法律案、日幣第三、軍人及び軍屬以外ノ者に交付されたる現金國庫債券を無効とするに關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ法案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシト認メマス、委員長黒田伯爵

臨時通貨法の一部を改正する法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二十一年七月八日

委員長 伯爵黒田 清

貴族院議長公爵徳川家正殿

軍人及び軍屬以外ノ者に交付されたる現金國庫債券を無効とすることに關する法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也
昭和二十一年七月八日
委員長 伯爵黒田 清
貴族院議長公爵徳川家正殿

〔伯爵黒田清君登壇〕

○伯爵黒田清君 只今議題トナリマシタ臨時通貨法の一部を改正する法律案竝ニ軍人及び軍屬以外ノ者に交付されたる現金國庫債券を無効とすることに關する法律案ノ二法案ニ關シマス、此ノ別委員會ノ経過報告ヲ致シマス、此ノ兩法案ノ特別委員會ハ去ル七月六日、八日兩日ニ亘リ之ヲ開キマシテ、慎重審議ノ結果全員異議ナク之ヲ可決スベキモノト決定致シ次第第ゴザイマス、此ノ兩法案ノ提出理由ニ付キマシテハ、本會議ニ於キマシテ既ニ大體大旨ヨリ之ヲ爲サレマシタカラ、私ハ茲ニ之ヲ簡略シマス、臨時通貨法ノ一部を改正する法律案ニ付キマシテハ、一委員カラ此ノ度ノ貨幣鑄造ニ於ケル資材關係、製造能力ハドウデアルカ、又小額紙幣ノ硬貨ニ置キ換ヘ得ルノ何時頃デアルカト云フ御質問ガゴザイマシタ、之ニ對シマシテ、政府ハ資材即チ眞鍮ハ終戰後軍デ不用トナツタ彈ノ後ニ替イテ居ル藥莖ヲ使用スルノデアツテ、既ニ相當量ノ抛下ヲ賣ツテ居ルシ、又今後ノ相當モ受ケルコトニナツテ居ルカラ資材ハ十分デアル、ソシテ五十錢、十

錢合セテ滞リナク行ケバ年四億位ノ製造ハ大丈夫デアルト云フコトデアリマシタ、尙同委員カラ今後事情ガ許セバ五十錢、十錢、五錢等ハ總テ硬貨ニスル積リハナイカ、尙一團ノ銀行券ハ將來硬貨ニスル意思ハナイカ、又五十錢ノ硬貨ガ出來タラバ此ノ一團紙幣ノ發行ハ制限スル積リハナイカ、ト云フコトハ、一團紙幣ノ發行ノ高ガ近時非常ニ増シテ居ルガ之ヲ制限スル積リハナイカト云フ御質問デアリマシタ、之ニ對シマシテ政府ハ、五十錢、十錢、五錢ハ硬貨ニスル意思ハナシテ居ル、併シ一團ノ方ハ貨幣法トノ關係ガアルノデ十分研究シテカラデナクモ出來ナイコトデアルカラハ、今直ニ此ノ意思ハナイ、又一團紙幣ハ今後別ニ之ヲ制限スル積リハナイカ、適當ニ調整シテ出來ルケ之ヲ發行シテ行ク積リデアルト云フ御質問デアリマシタ、他ノ一委員カラ五錢ノ硬貨ハ今國造ヲナシカ、今後一錢トカ五錢トカ云フ小額紙幣ハドウスル積リデアルカ、現在一錢ト云フモノハ實際ノ貨幣ニ使用サレテ居ナイガ、適當ノ面カラ貨幣法ガ關係ガドウデアラウカト云フ御質問デアリマシタ、重層ハ製造設備ガ關係ガアル、今考ヘテ居ルノハ先ヅ五十錢ト十錢トデアアル、五錢ハ既ニ鑄造スツモノヲ相當持ツテ居ルト云フ御質問デアリマシタ、又他ノ一委員カラ「アメリカ」ニ於テ使用サレテ居ル銀ニ二十五錢ノ硬貨ヲ造ル計畫ハナイカ、二十五錢ノ硬貨ヲ造ルト非常ニ使用上便利デハナイカト云フ御質問デアリマシタ、之ニ對シマシテ、政府ハ此ノ點ハ種々

検討シテ來タノデアアル、今日迄此ノ二十五錢硬貨ノ鑄造ノ議モ出タノデアアルケレドモ、我が國ノ從來ノ日常取引等ノ状況カラ見テ、二十五錢貨幣ヲ造ラナイト云フコトノ意見ノ方ニ、大體傾イテ居ルノデアアルト云フ御質問デアリマシタ、此ノ法案ガ貨幣ニ關シマスル法案デアリマシタノデ、從ヒマシテ、五百圓票ノ問題トカ、「インフレ」ノ問題、政府ハ通貨量ノ問題ヲ餘リ過大視シテ居ルノデアリカ、其ノ爲ニ生業増進ニ支障ヲ來シテ居ルノデアリカ、或ハ新圓封鎖ト云フヤウデアルカ、又大藏省內ニ新シク設ケラレタ給與局ト云フモノハ官吏ノ給與ノミナラズ現在民間ニ於キマシテ、支給能力ヲ無視シタヤウナ給與ノ増額ガサレテ居ルガ、ソレ等ノ問題迄、此ノ給與局ヲ研究調整スル意思ハナイカト云フヤウナ種々御質問ガ出タノデアリマス、是等ニ付キマシテ、政府ハ生産ノ増進ノ爲ニハ多少通貨ノ増額ガナサレテモ必要ナイと思フ、要スル現在ノ狀態ハ、預金ニ對スル信用ガナクナツテ居ルコトガ主ナル原因デアアルカラ、今後ハ一日モ早く貨幣法モノハ調整シテ、總體ハ早イ調整ニ從事シタイトモ、新圓ニ對スル「デマ」ハ技術的ニモ、サウ云フコトハ出來ヌコトデアアルカラ、斷然新圓ノ封鎖ト云フヤウナコトハシナイ積リデアアルト云フ御質問デアリマシタ、又現在ノ民間ニ於キマスル給與ノ増加ノ問題ハ非常ニ大キナ問題デアアルコトハ勿論デアアル、併シ大藏省內ニ出來タ給與局ト云フモノハ、政府職員ノ給與ノ問題ヲ取扱フノデアツテ、民間ノ給與ノコトニ付テハ兎ヤ角

雷フコトハ出來ナイ、他ノ各省トモ連絡シテ、民間ノ給與ノコトハ十分研究スルコトヲ獎勵シ、之ニ依ツテ其ノ問題ハ調整シタイト思フト云フ御質問デアリマシタ、最後ニ一委員カラ右ノ諸問題ハ、大體皆一團局ノ問題デアハナク、殊ニ此ノ給與ノ問題ナドハ、非常ニ大キナ問題デアアルカラ、ドウカ大キナ見地カラ、一十分之ヲ考慮シテ貰ヒタイト云フヤウナ御質問モゴザイマシタ、次ニ軍人及び軍屬以外ノ者に交付されたる現金國庫債券を無効とする法律案ニ付キマシテ、一委員カラ今尙無効トナル所ノ國債ハ其ノ個人ガ持ツテ居テモ宜イノデアアルカ、軍人軍屬ノ場合ニハ、本年ノ三月三十一日迄ニ之ヲ提出シナケレバナクナカサノデアアルガ、文官ノ場合ハ、唯之ヲ個人ガ持ツテ居テ宜イノコト云フ御質問、尙是等ノ國債ヲ擔保ニ供シタリ、又ハ譲渡シタ者ガアリハシナイカ、ソレ等ハドウナモノハ有効デアアルト云フガ、ソレハ其ノ行爲ガ有効デト云フノデアアルカ、或ハ政府ガ保有シテ居ルモノガアルノカト云フヤウナ御質問デアリマシタ、政府ハ此ノ諸點ヲ以テ、問題トナツテ居リマスル關係ハ、其ノ額ハ約九百萬圓餘デアツテ、受給者ガ五萬九千人デアアル、陸海軍ノ場合ハ非常ニ數ガ多カッタノデアアル、ソレデアアルカラハ一應一日迄ニ提出シテ貰ハナイト、其ノ處理上困ルカラ、一應免ラ付ケル爲ニ、是ハ提出シテ貰ツタノデアアルガ、今問題トナツテ居ル所ノ國債ハ、今數字デ舉ゲタヤウニ、餘リ多クナイノデア

フモノ、兎ニ角早ク處分シテ費ツタ者ハ得デアルト云フヤウナコトニナル、サウ云フヤウナ氣風ヲ一般國民ニ持タセルト云フコトハ今後大キナ變態ガアルノデハナイカト云フヤウナ御意問ガアリマシタ、之ニ對シテ政府ハ、文官ノ所有シテ居ル公債ノ性質ガ軍人及ビ軍屬ノト全ク同ジ性質ノモノデアルト云フコト、又額モ極メテ僅カデアアルカラ、ソレニ依リ打擊ヲ受ケル者モ非常ニ少イノデハナイカ、僅カナモノデアアルノデハナイカと思フ、併シスカル問題ハ全體ノ國民生活ノ安定、經濟ノ再建ト云フヤウナ所ニ觀點ヲ置カネバナラナイノデアアルカラ、何時モ公平トカ權衡ヲ取ルトカ云フヤウナコトダツテ考ヘルコトハ不十分デアアルコトハ勿論デアアルガ、此ノ場合ハ餘リニモ其ノ性質ガ同ジモノデアリ、片方ノ者ト同ジ時期ニ、同ジ理由ニ依ツテ與ヘラレタモノデアアルカラ、此ノ度ノ處置ハ差支ナイと思フ云フ御答デアリマシタ、他ノ一委員ヨリ此ノ問題ハ兎ニ角宜イニシテモ、是ガ他ノ國債所有者ニ對シテ何カ疑惑ノ念ヲ起サセハシナイカト云フヤウナ御質問ガアリマシタ、之ニ對シテハ政府ハソシナコトハナイと思フ、ソシナコトハナイヤウニ十分心掛ケタイト云フコトデアリマシタ、最後ニ一委員カラ此ノ點ニ關シテ御意ハ、憲法第十五條ノ恩賞大權ニ依ツテ支那事變ニ於ケル功ニ依ツテ賜ハツタ賞詞ヲ、國家ガ各個人ニ對シテ其ノ債務ヲ履行スル一ツノ方法トシテ交付サレタモノデアアルガ、ソレヲ今無效トスルト云フノハ、此ノ法律ニ依ツテ其ノ賞詞モ取消サレルト解バベキデアアル、或ハ此ノ公債ヲ交付サレルコトニ

以ツテ國家ノ債務ハ既ニ履行サレタモノデアルカラ、公債ヲ無數ニスレバ役ニハ國家ノ債務ハ殘ラナイモノト解シテ差支ナイノデアルカト云フ御質問ガアツタノデアリマス、之ニ對シマシテ政府ハ、聯合國總司令部ヲ單人軍屬ニ對シテハ金錢の給與ヲヤルコトハイケナイト云フ命令ガアツタガ、行實ハ云フコトハ別ニ取消サレタ譯デヘタイト思フ、即チ金錢の支拂ガ取消サレタノデアツテ、其ノ果ニアル所ノ行實ト云フコトニ付テハ變リハナイノデアル、是ハ取消サレタト云フ譯ノモノデハナイ、從ツテ今度ノ法律ニ依ル軍人及ビ軍屬以外ニ對スルニ付テモ同様ニ考ヘテ居ルコト云フ御答デアリマス、以上ガ兩案審議中ニアリマシタ質疑應答ノ經過デゴザイマスガ、尙此ノ兩法案實質中ニ、通貨ノ流通高、或ハ公債發行ノ數等ニ關シマシテ色々懸念ガ出タノデアリマスガ、是ハ今日當該致シマスカラ、ドウカ速記録ヲ以テ之ヲ承知ラ願ヒタイト思フノデアリマス、斯クシテ質疑ヲ終リマシテ討論ニ入り、採決ヲ致シマシタ結果、此ノ二案ハ異議ナク可決スベキモノト決定致シタ次第デゴザイマス、之ヲ以テ致ノ報告ヲ終リマス

○議長(公使館川家正君) 別ニ御發言モナケレバ兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセメカ

【異議ナシト呼フ者アリ】

○議長(公使館川家正君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大寺吉光君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵秋田重幸君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵
ノ勸諭ニ御異議ゴザイマセヌカ
「異議ナシ」ト呼フ者アリ」
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 兩案ノ第二
讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、各
藩ヲ開連ニ供シマス、兩案全部委員費
ノ報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ
「異議ナシ」ト呼フ者アリ」
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス

○子爵西大寺吉光君 直デニ兩案ノ第
三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵秋田重幸君 賛成
○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵
ノ勸諭ニ御異議ゴザイマセヌカ
「異議ナシ」ト呼フ者アリ」
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 兩案ノ第三
讀會ヲ開キマス、兩案全部、第二讀會
ノ決議ノ通りデ御異議ゴザイマセヌカ
「異議ナシ」ト呼フ者アリ」
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス、次、御ノ議事日程ハ、決定
次第、御報告ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本
日ハ之ニテ散會致シマス

午前十時三十七分散會

定價 一冊 七十錢

發行所

東京都麹町區大手町
電話 丸ノ内三三〇〇
振替東京一九〇〇
印刷局
圖書課